

平成 20 年金融商品取引法等の一部改正に伴う、本協会規則等一部改正について（案）

平成 20 年 12 月 12 日
（社）投資信託協会

1. 改正の目的

平成 20 年 12 月 12 日施行の金融商品取引法等の一部改正により、投資信託の主たる投資対象である「特定資産」に、商品現物、商品先物取引等に係る権利が追加されることに伴い、協会規則等についても法令等の改正を円滑に実施できるように所要の整備を図ることとする。

また、投資信託委託会社の役職員等が自己の計算で行う株式等の取引につき、各投資信託委託会社が社内規定を作成する上の基準を明確に規則化するために所要の整備を図ることとする。

2. 主な改正の内容

(1) 「投資信託等の運用に関する規則」、「投資信託等の運用に関する規則に関する細則」

- ・ 「商品投資等取引」をデリバティブ取引等に係る投資制限に追加する。
(規則第 17 条)
- ・ 「商品」及び「商品投資等取引」を組入れた投資信託が組成されることとなることから、これら新たな投資信託を投資対象と出来るように「ファンド・オブ・ファンズ」の定義を改めるとともに、取引所に上場されている投資信託受益証券及び投資証券を投資信託財産に組入れるに当たっての取扱いを変更する等、投資信託財産に組入れる投資信託証券の規則を整備する。

(規則第 2 条、第 12 条、第 21 条、第 22 条、第 23 条、細則第 3 条、第 3 条の 2、第 3 条の 3)

(2) 「投資信託に関する会計規則」、「投資信託に関する会計規則に関する細則」

- ・ 投資信託の資産の部に新たに「商品」の勘定科目を新設し、既存の先物取引・オプション取引に係る勘定科目に夫々「商品投資等取引」該当取引を含めることとし、その他所要の規則を整備する。

(規則第 8 条、細則第 2 条、第 3 条、第 5 条、第 6 条)

(3) 「投資信託財産の評価及び計理等に関する規則」、「投資信託財産の評価及び計理

等に関する規則に関する細則」

- ・ 「商品投資等取引」については、市場デリバティブ取引の評価及び店頭デリバティブ取引の評価に夫々含めることとし、「商品」については、新たに商品の評価に係る規定を追加することとする。（規則第 28 条、第 29 条、第 31 条の 2）

(4) 「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則」、「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則に関する細則」、「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する委員会決議」

- ・ 運用報告書に「商品取引受託業務」を兼業した場合の規定を追加する。
(規則第 3 条、第 22 条、委員会決議 1)
- ・ 運用報告書に「商品」及び「商品投資等取引」を主たる投資対象として組入れた投資信託の投資信託証券をファンド・オブ・ファンズが組入れた場合の開示規定を追加する。
(規則第 6 条、委員会決議 1)
- ・ 運用報告書中の期中の売買・取引状況及び期末時点の組入明細等に「商品」及び「商品投資等取引」を組入れた場合の開示項目を追加する。
(細則第 1 条、第 3 条、第 6 条、第 7 条、委員会決議 1)
- ・ 運用報告書中の 1 口当たりの費用明細に「商品」を追加する。(委員会決議 1)

(5) 「「役職員等が自己の計算で行う株式等の取引」に関する社内規定を作成する上での留意事項」

- ・ 投資信託委託会社の役職員等が自己の計算で行う株式等の取引につき、「「役職員等が自己の計算で行う株式等の取引」に関する社内規定を作成する上での留意事項」を社内規定作成に関する規則として改める等、所要の整備を実施することとする。